

国際物品売買契約に関する国際連合条約八〇条を 導入する場合の諸問題

福 田 清 明

第1章 本稿の目的

第2章 国際物品売買契約に関する国際連合条約八〇条について

第1節 C I S G 八〇条の制定過程

第2節 C I S G 八〇条のC I S G 中での位置づけ

第3節 学説におけるC I S G 八〇条の要件と効果

第4節 C I S G 八〇条の適用判例

第3章 日本民法へC I S G 八〇条を導入する場合の諸問題

第1節 債務不履行責任の責任原理との関係

第2節 現行民法の「弁済の提供」の守備範囲内の事例

第3節 現行民法の「弁済の提供」の本来の守備範囲を超えた事例

第1章 本稿の目的

拙稿「現在の弁済提供制度の解消と新たな債務不履行免責制度の導入」^{〔1〕}を昨年一二月に著したときに、現行の「弁済の提供」（民法四九二条・四九三条）に代えて、国際物品売買契約に関する国際連合条約（以下ではCISGと記す）八〇条を導入することを提案した。

CISG八〇条（債権者の作為、不作為によって生じた不履行）

当事者の一方は、相手方の不履行が自己の作為又は不作為によって生じた限度において、相手方の不履行を援用することができない。

弁済の提供をしないで不履行免責を認める判例をどのように制度化するかという問題が、民法改正過程の中間論点整理で提示された。①その問題は、弁済の提供という制度の守備範囲が拡げられた中で同制度が使われることに由来すること、②拡げられた守備範囲でも機能できる債務不履行免責制度は、債権者の行為を取り込んだものでなければならぬこと、③そのためには、国際的な契約法が近年取り入れているCISG八〇条を導入することが目的適合的ではないかということ、その拙稿で論じた。民法改正のプロセスは、去る二〇一五年三月三十一日に債権関係規定（債権法）の民法改正案が閣議決定され、今国会で成立を目指しているといわれ、今や最終段階に入った。したがって、

民法改正に対応して取り入れてもらう提案にしては、拙稿は遅すぎた。

民法改正に係るという意味が時機的に失われている。本稿の目的は、先の拙稿で導入を提案したC I S G 八〇条の姿を詳細に検討し、⁽²⁾導入するとすれば、どのような問題が発生するかを考察することにある。先の拙稿の補完という面もあるが、ドイツが先導者の地位にあるC I S G に関する本稿を、三一年前にドイツの多数当事者間の不当利得について研究室で教えて下さった廣瀬克巨先生の追悼論文集に書かせていただく。

現行民法の弁済の提供は、「債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる」という法的効果が生じる。ここで「債務の不履行」とは、履行遅滞だけを意味するので、「履行遅滞によって生ずべき一切の責任から免れる」で制度の対象が限定されている。それに対して、C I S G 八〇条の効果である「相手方の不履行を援用することができない」の不履行とは、すべての契約上及びC I S G 上の義務の不履行を意味し、同条の対象は広い。弁済の提供では、法的効果として債務者が履行義務を免れることはなくそれが消滅せず存続する。他方、C I S G 八〇条の法的効果として、債務者が履行義務からも免れる。弁済の提供は、弁済供託及び受領遅滞と同様に、債務者が債権者に履行を受領してもらえないことで当該債務者に生ずる履行遅延に対処する制度である。これに対して、C I S G 八〇条は、債権者が惹起する債務者の不履行一般についての免責制度である。債権者が惹起する債務者の不履行の一つとして債権者の不受領から発生する債務者の履行遅延があるので、後者の制度は、前者の制度を内包している。対処する問題領域の広さの違いと、履行義務の免除の有無の相違がある二つの制度を交換することで発生する問題を考える。

第2章 国際物品売買契約に関する国際連合条約八〇条について

第1節 C I S G 八〇条の制定過程

C I S G 八〇条は、一九七八年のニューヨーク草案には含まれていなかった。⁽⁴⁾ 同条は、まず六五条としてウィーン外交会議において新たに条約に導入された。本条の直接の前身は、一九六四年のハーグ統一売買法（以下ではU L I Sと記す）に存在しない。それでも、U L I S 七四条三項がC I S G 八〇条と類似の法的思考を含んでいた。U L I S 七四条三項によると、「本条によって一方の当事者に与えられる救済手段は、一方の当事者に救済手段を付与した事情が他方の当事者又はその行動について当該当事者が責任を負う人の行為によって惹起されたのではない場合、本条約の他の条項のもとにおける契約解除権を排除したり、又は、他方の当事者から、当該当事者が本条約のもとで有する代金減額請求権を奪ったりしない⁽⁵⁾」と規定されていた。

C I S G 八〇条は、旧ドイツ民主共和国（東ドイツ）の提案に遡る。⁽⁶⁾ 旧東ドイツにあった国際経済契約に関する法律（Gesetz über internationale Wirtschaftsverträge 以下ではG I Wと略称する）二九四条⁽⁷⁾が、旧東ドイツ提案の手本であった。この提案の元々の言い回しによれば、「当事者は、相手方の不履行が自己の作為又は不作為によって生じた場合、本条約におけるいかなる権利も行使することはできない⁽⁸⁾」というものであった。⁽⁹⁾ 後から、東ドイツの代表団がその提案を修正し、「当事者の一方は、相手方の不履行が自己の作為又は不作為によって生じた限度において、相手方の不履行を援用することができない⁽¹⁰⁾」⁽¹¹⁾という言い回しになった。

ウィーン外交会議で、C I S G 八〇条は、一方で契約違反の一般的定義と関連づけられ⁽¹²⁾、新しい提案である本条を、現在の第三部「物品の売買」の第一章「総則」の一般規定のところ、具体的には現在の二五条重大な契約違反の規定の直後に入れるべきか、それとも、免責に関するその他規定として現在の七九条の後に置くべきかの議論があった。最終的には、編集委員会に委ねることが決定された。

ウィーン外交会議で何度も強調されたことは、本条が信義誠実の原則（七条一項）の遵守という一般原則のみを表現していることである。幾つかの国の代表団は、この信義則の一表現にすぎないという点から、本条が余分であると述べた。その発言に対して、他の国々の代表団は、信義誠実の原則が特定の場合にいかなる具体的な要求をするかを定め条約に置くことは有益であると考へた。

C I S G 七七条の制定過程で、債務者の損害軽減義務違反に基づく責任軽減を損害賠償だけでなく、その他の救済手段にも拡張することがアメリカ合衆国代表団から提案されたが、否決された。この提案の否決で、損害賠償以外の救済手段をも奪うC I S G 八〇条の重要性が一層増した。⁽¹³⁾

第2節 C I S G 八〇条のC I S G 中での位置づけ

1 保証責任原理の限界づけ

C I S G 八〇条の母法G I W 二九四条である。契約違反の法的効果の免除に関する章に定められた本条は、債務者による契約違反が債権者により惹起された場合に債務者の責任がいかなる影響を受けるかを定めたものである。本条は、保証責任原理を限定することによって、保証責任原理のもたらす不適切な結果を修正するという意味で、保証責

任原理と相俟って契約責任法の仕組みを構成するものである。C I S Gによれば、保証責任原理 (Grantiehaftung) に基づき、債務者は、不履行に対して債務者の故意・過失 (Verschulden) を顧慮せず責任を負わなければならない。保証責任原理によれば、債権者がその行為によって履行結果の実現を阻止したために債務者の契約違反が生じた場合でも、契約責任が概念的には存在する。例えば債務者が債務として引き渡すべき物を債権者が破壊し、そのことによって給付が不能となったとしても、又は、給付結果の実現に必要な協力行為を債権者が拒否したとしても、契約違反つまり不履行が成立してしまう。債権者の行為のみによって債務者が義務として負った結果の実現が阻止されたときに、債務者を給付保証に拘束しておくのは、不適切である。債権者自身が債務者の不履行を惹起した場合でも、不履行に基づく救済手段が債権者に与えられるのは、信義誠実の原則に反する。C I S G 八〇条は、債務者の側からいえば、不履行についての債務者の責任免除の問題を扱っている。

2 不履行から契約違反性という性質を取り去る規定

C I S G 八〇条の効果は、「相手方の不履行を援用することができない」である。この文言は、厳密には定式化されているとはいえない。⁽¹⁴⁾ 同条は、C I S G 七九条とは異なり、債務者の義務の不履行が契約違反の性格を失うということを考えている。このことに対応して、債権者は、損害賠償請求権だけでなく、不履行を理由として与えられるすべての法的救済手段が、特に、履行請求権を含めて、債権者から失われるのである。C I S G 八〇条の債務者を免責する効果は、明らかに、C I S G 七九条による免責を超えている。C I S G 八〇条による免責は、債務者との関係で債権者の行為がC I S G 七九条の意味における不可避な給付障害であることを要件としていない。⁽¹⁵⁾

3 C I S G 七九条との関係

C I S G 八〇条の履行を妨げ不履行を惹起する債権者の行為は、C I S G 七九条の「債務者の支配を越えた障害」にも該当することが多々あり、その場合、同条も適用され、債務者は免責される。同条では、C I S G 八〇条とは異なり、損害賠償責任しか免責されない。また、同条で損害賠償責任の免責を受けるには、この障害が契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害若しくはその結果を回避し、又は克服することも債務者自身に合理的に期待することができなかったことが必要である。それに対して、C I S G 八〇条は、債権者の行為に対する、そのような債務者にとつての不可避性を要件としていない。⁽¹⁶⁾ 債務者の不履行を惹起した債権者の行為が、七九条によれば債権者にとつて不可避なもので免責を得られるものであった場合、七九条よりも八〇条が優先適用され、債権者は損害賠償という救済手段を援用できず債務者は免責される。⁽¹⁷⁾

第3節 学説におけるC I S G 八〇条の要件と効果

第1款 要 件

(1) 債権者の行為(作為・不作為)

債務者の不履行を惹起する債権者の作為又は不作為が必要である。不作為とは、作為義務又は協力義務の内容たる積極的行為をしないことであり、作為とは、債権者の義務のうち不作為義務に違反して積極的行為をすることである。作為・不作為義務には、必要とされる輸入許可を買主が手配する義務や送付先の住所を伝える義務、又はF O B条件での引渡しのために船積地を通知する義務が含まれる。ドイツ商法三七五条の指定売買において買主が物品を指定する(Spezifikation)義務も入る。売主が物品を引き取る義務、正当な追完を拒絶しない義務も、引き渡された物品に対

する代金を支払う義務⁽¹⁸⁾も、作為・不作為義務に含まれるのである。

債権者の行為は必要であるが、債権者の行為に故意・過失があることは不要である。

債権者自身の行為でなくても、義務の履行の為に債権者が介在させた債権者の被用者又は債権者がその行為について責任を負わなければならない第三者の行為であつても、債権者の行為と同視され、八〇条の要件を満たす。引き渡された物品が契約に適合しないので、その物品を売主から買主に返送することを、買主の名でかつ売主の計算で、売主の追完義務の履行のために運送人が委託された。その運送人の誤つた行為によつて、運送途中の物が滅失して修繕という追完義務が不履行となつた場合、運送人の誤つた行為は追完義務の債務者（売主）に帰せられるべきであり、債権者の行為と同視して八〇条を適用すべきではない。⁽¹⁹⁾

(2) 債務者の不履行との間の因果関係

債権者の行為が債務者の債務不履行を引き起こしたと、つまり因果関係が、二番目の要件である。債務者の不履行には、債権者の履行請求権、追完請求権、損害賠償請求権、代金減額請求権、契約解除権、利息請求権（C I S G 七八条）を発生させる不履行はいずれも入り、八〇条の要件を満たす。

間接的な因果関係すなわち債権者の行為が間接的に債務者の不履行を惹起した場合でも、債権者がその行為によつて作り出した、債権者の責任領域に帰せられるリスクが不履行に現実化した限りで、「因果関係」の要件は満たされる。例えば、売主が買主から製造を委託された機械を製造するのに必要な買主からの指示又は情報提供を買主が行わず、そのことによつて機械製造の完成が遅延した結果、売主のもとで不可抗力によりその機械が滅失したとしよう。売主

の物品引渡義務の不履行は、買主（債権者）の行為によって間接的に惹起されたことで、本条の因果関係は認められ、買主（債権者）は、売主の不履行を援用して法的救済手段を行使することはできない。

因果関係は条件説の意味で理解されており、その債権者の行為（作為又は不作為）がなければ、債務者の不履行がなかったと判断できれば、まずは因果関係が認められる。もつとも、因果関係を認めるためには、客観的に見て、債務者の行為が債務者の履行の全部又は一部を妨げるのに適格な性質を有していなければならぬ。

債権者自身がなした問題行為から債務者が影響を受けないように問題を克服することは、一般的にいえば、債務者に期待するべきではない。この一般論から、債権者の義務違反行為が債務者にとって不可避であることは原則として C I S G 八〇条の要件となっていない。しかしながら、商事取引界の信義誠実の原則から、一般論からの例外も考えられる。債権者による義務違反行為を債務者が容易に克服することができる場合には、債務者はその義務違反行為を修正することに尽力する義務を負うのである。例えば、買主（債権者）が不明瞭な又は矛盾する商品指定を行った場合、売主（債務者）は買主に聞き返して指示の内容を明瞭にすべきことが期待される。したがって、売主が聞き返さないで不明瞭な又は矛盾した債権者の指示を漫然と仰いで、そのために売主（債務者）の契約適合性の物品引渡しについて不履行が発生しても、買主（債権者）は、C I S G 八〇条の解釈として因果関係が否定されて、売主（債務者）の不履行を援用できることにならう。⁽²⁰⁾ 特定の材料を使用するか特定の企業を介在させるといった指示を買主が売主に行ったからといって、買主が、この指示と結びついたすべてのリスク（材料の不適性から生じるかもしれない売主の不履行、当該企業が不十分な給付しかできないことよって発生するかもしれない売主の不履行）を、黙示的に受け入れた、つまりリスクを取ったとは必ずしも理解すべきではない。売主（債務者）が契約又は一般的な慣習の基礎の上で、買

主（債権者）の指示を審査する義務を負うか否かを吟味しなければならない。吟味の結果次第で、買主（債権者）がリスクを取ったと判断される場合も、そうでない場合もある。買主がリスクを取ったと判断できれば、売主の契約適合性のある物品の引渡し義務の不履行が惹起されても、C I S G 八〇条で買主は、その不履行を援用できない。⁽²¹⁾ 一般論として言えることは、多くの場合、売主は、買主よりも大きな専門知識を持っているので、売主がリスクを取ったという判断はしやすい。一つの不履行惹起について、債権者と債務者が共に寄与していることと、判断されることはしばしばある。

債権者の行為が債務者による履行の可能性を何ら損なっていない場合には、債権者の行為は債務者の不履行の原因とはなっていない。例えば、買主が理由なく期限が到来した売買代金の支払い又は過去の取引の債務の支払いを拒絶した場合、売主は、物品の供給を、C I S G 八〇条を根拠に、拒絶することができない。⁽²³⁾ 債権者の側での契約違反は、不履行の誘因であるが原因ではない。⁽²⁴⁾

(3) 債権者と債務者の両者の側からの不履行の共同惹起

債権者と債務者のそれぞれ行為が債務者の不履行を惹起した場合の問題は、内容的には前記(2)に含まれる事項であるが、しかし、論争点なので、独立の項で扱うことにする。債権者の行為も、債務者の行為も、債務者の不履行にとって原因となっているので、両者の側から惹起された不履行という意味で、共同の不履行惹起 (beidseitige Verursachung)⁽²⁵⁾ と呼ぶ。

この問題については、大きく、C I S G 八〇条の適用を否定する見解と肯定する見解、及び折衷説に分かれる。否

定説は、「〔限度において〕⁽²⁶⁾という文言は、法的効果に關係しては、同条の適用領域を示しているといふ。すなわち、債権者（買主）の誤った住所連絡が債務者（売主）の履行遅延を惹起した限りで、同条が適用されて、債権者が履行遅滞を援用できなくなる。それに対して、誤った住所連絡を受ける前に債務者の別の事情で遅延に陥っていた場合には、その部分については同条が適用されない。このことを意味するために、「〔限度において〕⁽²⁶⁾という文言が使用されている。さらに、C I S G 八〇条に定められた債権者のすべての法的救済手段の消滅が、「分配」され部分的に生じることができないことは自明である。否定説は、共同の不履行惹起の問題について、C I S G 七七条を経由してこそ真に解決できると主張する⁽²⁷⁾。

他方、通説は、共同の不履行惹起の場合にも、同条が適用されるといふ⁽²⁸⁾。解釈上の根拠は、同条の文言である「〔限度において〕⁽²⁶⁾に見いだされる。共同の不履行惹起の場合に、債権者の行為が債務者の不履行を惹起した限度において、同条の法的効果が発生すると解するのである。C I S G 八〇条の効果が発生して援用ができなくなる救済手段に含まれるのは、損害賠償請求権、解除権、履行請求権、追完請求権、代金減額請求権、利息請求権（C I S G 七八条）である。これらの中で、損害賠償のような可分的な救済手段においては、債権者の行為が不履行を惹起した際の因果關係における寄与度に応じて減額される。つまり、数量が、債権者の寄与度と債務者の寄与度に応じて分割されるのである。

C I S G 八〇条適用説の中でも問題となるのは、解除権のような不可分の救済手段の場合である⁽²⁹⁾。債権者と債務者の寄与度を比較して、債権者の寄与度が債務者のそれを上回れば、債権者が不可分の救済手段を援用できず、逆に債務者の寄与度が債権者のそれを上回れば、債権者が不可分の救済手段を行使できるとする。債権者の行為によって惹

起された費用は、債権者の不可分の救済手段が行使される場合でも、解除の清算関係の中で顧慮されるべきであるとか、債務者は損害賠償を介してその費用を債権者に請求できると提案する学説もある。少数説ながら、共同の不履行惹起の場合に債権者が行使できうるのは損害賠償請求権と代金減額請求権だけであり、不可分の救済手段は行使できないと主張するものもある。不可分の救済手段である解除権と履行請求権の場合には、それらの代わりに、損害賠償請求権が、債権者の寄与度に応じて与えられるとする学説もある。

折衷説は、両当事者の原因性を比較衡量してC I S G 八〇条を、債権者の原因性が債務者の原因性よりも明らかに上回っている場合のみ同条を適用する⁽³⁰⁾。折衷説に言わせれば、否定説は硬直であり、肯定説は、不可分な救済手段をうまく処理できていない。圧倒的に重い原因性を債権者の行為に見いだせれば十分であるとする折衷説を採れば、債権者のみ原因があるのか又は債務者にも最小限の原因性があつたのかに関する、実りのないかつ疲弊をもたらす論争を回避することができると主張する。

第2款 効果

C I S G 八〇条の効果は、債権者が債務者の不履行を援用できず、当該不履行から発生したであろう救済手段を行使できないことである。このことを債務者側からいえば、すべての義務（損害賠償義務、履行義務、解除されること、追完義務、代金減額請求されること、利息支払義務）からの免責・解放である。

債権者の債務者に対する履行請求権が同条に基づいて消滅しても、債務者の債権者に対する履行請求権は影響を受けない、存続する。売買が双務契約であり、その一方の債権債務関係が、C I S G 八〇条によって消滅しても、他方の

債権債務関係は、牽連関係性により消滅するなどということはないのである。

債務者は、債権者に対する履行義務が脱落したことで節約できた出費について保持できず、何らかの形で、例えば、債務者が債権者に対して有する債権があればその債権額を減じて、返還しなければならない。このような規定はC I S G にないけれども、契約が予定通りに履行されていれば債務者が置かれたであろう状態よりも良い状態に置かれることがあつてはならないという考えに基づいている。

債権者の行為が債務者の不履行を惹起した場合に、その債権者の行為が、C I S G 又は売買契約上の義務に違反し、それが救済手段を発生させる場合には、当該債権者は、C I S G 八〇条で、債務者に対する不履行を援用できないばかりでなく、債務者に発生する法的救済手段に対応して、債権者は損害賠償義務を負ったり、解除されたりするなどの負担を負う。債権者の救済手段を排除する債権者の行為が、物品の引取義務違反でもある場合、債務者はC I S G 六一条一項b、七四条〜七七条の基準に照らして、債権者に対して損害賠償を請求することができる。債権者が行った契約違反によって債務者に成立するその他の法的救済手段は、C I S G 八〇条によって、影響されないのである。

第4節 C I S G 八〇条の適用判例³¹⁾

(1) 一九九六年二月六日オーストリア最高裁判所判決³²⁾

【事実】 ドイツの買主Xとオーストリアの売主Yの間で、売買契約が締結された。本件売買契約によれば、YはプロパンガスをXに引き渡すことになっていた。Xは、とりわけ、購入したプロパンガスをベルギーに輸出することを、具体的に述べていた。本件売買契約によると、物品の引渡しはF O B条件により、代金支払は信用状を介して行われ

ることになっていった。その後、Xが何回もYに、約定通り船積地の地名を連絡するように催促した。Yが地名を挙げることをしてないので、Xは信用状を開設することができなかった。開設できないことをXはYに知らせた。それに對する回答の中で、Yは、Yにプロパンガスを供給する業者Aがプロパンガスをベネルクス諸国に転売することに同意しないことを告知した。Xは訴えを提起し、プロパンガスの転売買主Dによって請求された金額を含めて、引渡債務違反に基づく損害賠償をYに訴求した。

【判決】 XのYに対する引渡債務不履行に基づく損害賠償請求に対して、Yは、基本契約によればXの承諾は書面によるものとなっているのに書面でなされなかったからそもそも本件売買契約は成立していないと反論した。上告審においても、その反論は受け入れられず、XのYに対する損害賠償請求が認められた。

C I S G 八〇条を、オーストリア最高裁判所は以下のような判決の論理の中で用いた。すなわち、まず、C I S G 五四条⁽³³⁾に基づくXの代金支払義務の中に信用状開設が含まれると解した。しかし、Yは、Xの信用状不開設による代金支払義務の不履行をC I S G 八〇条に照らすと、援用することはできないとした。その理由は、本件においては、Xが信用状を開設する際に必要な船積地の地名をYがXの再々にわたる督促にも係らず連絡しなかったからである。船積地について連絡をしないことは、C I S G 八〇条の債務者（代金支払いに関する債務者X）の不履行を惹起する債権者（代金支払いに関する債権者Y）の不作為に該当し、C I S G 八〇条の効果として、債権者たるYは、Xの代金支払義務の不履行を援用できないと判示した。

オーストリア最高裁判所は、Xが信用状開設義務を負い、かつ、信用状開設後のみXがYにプロパンガスの引渡しを請求できると論じた。同裁判所によると、信用状の開設は代金支払義務の一部であるから、それを開設しないこ

とが契約違反となる（C I S G 六一条⁽³⁴⁾以下）。他方で、同裁判所は、本件のYが、信用状開設の際の必要事項である船積地をXに通知する義務を負い、YがXに船積地を通知しなかったことで、信用状は開設されなかったことも認定した。そして、Xにより信用状が開設されなかったことは、Yの不作為（船積地の通知懈怠）に起因するものであるから、C I S G 八〇条により、YはXの信用状開設義務違反を援用することができず、Xの信用状が解説されないことを理由に、Yが目的物の引渡しを拒絶することはできないと結論づけた。

(2) 一九九七年一月三一日ドイツ・コブレンツ上級地方裁判所判決⁽³⁵⁾

【事実】 オランダの売主Xとドイツの買主Yがアクリル製毛布の売買契約を締結した。XがYに毛布を引き渡した後で、Yが五ロールの毛布が足りない旨の契約不適合を通知した。当該売買契約は排他的頒布権についての両当事者間の合意内容を条件として締結されたのに、その合意がXによって破られているともYは論じた。Xは、未払いの代金支払を請求した。Yは、相殺を主張した。

【判決】 この事案で、Xは新たな物品の引渡しを申し出たのに（C I S G 四八条一項）、Yが理由なくこれを拒絶した。コブレンツ上級地方裁判所は、C I S G 八〇条に照らし、YのXに対する損害賠償請求は認められないと判示した。同裁判所は、Xの請求は理由づけられると判示した（C I S G 五三条）。Xの引渡しには、量と質の双方が欠けていることを含めて契約不適合性（C I S G 三三条一項）がある。しかしYは、契約適合性欠如による法的救済手段を行使できない。Yは、五ロール不足していることを告知したが、その告知は、どのデザインの毛布が足りないかを特定していなかった。Xが異なるデザインの毛布を引き渡したので、Yの告知はXが契約不適合を治癒することを可能にし

なかった。それゆえ、Yの告知は、十分な特定を欠いていた（CISG三九条一項）。

さらに、Xが新しい物品の引渡しを申し出てそれがYによって拒否されたので、質の欠如は契約の重大な違反にはならない（CISG二五条）。契約違反が重大であるか否かを判断する際、欠陥の重大さだけではなく、違反した当事者が代替の物品を他方当事者に不合理な不便を惹起しないで供給する意思をも考慮する（CISG四八条一項⁽³⁶⁾）。このように、本件では物品の質の重大な欠如が、Xが追加的な毛布の供給を申し出たので、重大な契約違反を構成しない（CISG四九条一項）。Yは、Xの新しい物品の申し出を正当な事由なくして拒絶したので損害賠償請求権を援用できない（CISG八〇条）。同じ理由でYは、代金減額請求権をも失う（CISG五〇条二項）。YがXの申し出の受け入れを不当にも拒絶したので、Yが自らの行為でXの不履行を惹起したことになり、Yは、そのXの不履行を援用することはできず、不履行の法的救済手段を行使することはできなくなる。

(3) 第一審 二〇〇二年二月二〇日ミュンヘン地方裁判所判決⁽³⁷⁾

控訴審 二〇〇二年七月一日ミュンヘン上級地方裁判所判決⁽³⁸⁾

【事実】二〇〇〇年秋、靴の販売と靴製造工場との仲介業をしているイタリアの売主Xと、靴卸売業者でヨーロッパの小売業者に靴を卸しているドイツの買主Yは、Yがデザインとそれに対応したモデルを考案し、Xがそれに応じて靴を製造して供給することを合意した。しかし、これは、継続的供給契約ではなかった。Xが製造した見本に対して、Yが気に入り製造を委託した場合に、個々の売買契約が締結されるというものであった。

Yがその顧客からの委託に従い約七〇の個別委託をXにし、Xが引渡した物品をYが受領した後一〇日以内に代金

を支払うことで合意していた。しかしYが期限内に代金支払いをしないことが多く、Xは、委託された靴の引渡しを停止した。

二〇〇一年三月と二月の書状で、YがXに、注文した靴のうちでまだ引き渡されていないものの引渡しを督促した。Xは二〇〇一年三月一九日と同年三月二三日の書状で、Yに対して、未払いの代金を支払って欲しい、もし代金支払いが確保されなければ、まだ引き渡していない靴を引き渡すことはできないと、伝えた。二〇〇一年三月三〇日のXへの書状で、Yは、Xの引渡しのための付加期間を設定し、それが徒過した場合には、引渡しがなされていない売買契約を解除すると伝えた。

二〇〇一年五月七日のXの弁護士からの書状で、Yは、代金支払いのための二〇〇一年五月二七日までの期限設定のもとに、五つの請求書の金額を支払うように督促された。二つの請求書については支払いがなされたが、それ以外の請求書については支払いがなされなかったため、Xは、さらなる靴の引渡しは行わなかった。

Xは、未払い売買代金の支払いを求めて、Yを訴えた。訴状がYに送達されたのは、二〇〇一年一月二二日である。ミュンヘン地方裁判所は、基本的にはXのYに対する売買代金請求を認めた。それに対してYは控訴をした。

【第一審判決】ミュンヘン地方裁判所は、XのYに対する金額六二、四九二・〇六ユーロの売買代金請求をC I S G 五三条³⁹⁾に基づき認めた。同地方裁判所は、C I S G 五八条に基づきXに売買代金請求を認めると同時に、YのXに対する損害賠償請求を否定し、Yの主張する売買代金債務と損害賠償債権の相殺を認めなかった。

同地方裁判所によると、売主がたとえ契約条項と適合しない物品を供給しても、買主は契約不適合性を理由とする救済手段を援用する権利を失う。なぜなら、買主がC I S G 三九条一項によって要件とされる通知を怠ったからであ

る。供給後数か月がたつてからなされた通知は合理的期間内になされた通知とはみなされない。さらに、同地方裁判所は、C I S G 四〇条の適用可能性を否定した。なぜなら、売主が契約不適合性について知っていたことを買主が十分に証明しなかったからである。その帰結として、同地方裁判所は、Yは契約を解除することができず(C I S G 四九条)、C I S G 五三条で約定の代金を支払う義務を負うと判断した。

同地方裁判所は、Yに対して、Xが物品の残り総数の引渡しを停止したことによる損害の賠償請求権を否定した。実際、C I S G 五八条⁴⁰によると、反対の合意が両当事者間に存在しないかまたは反対の慣習がない場合には、Yは、物品供給の受領後直ちにすべての請求額を支払うことに拘束される。Yの代金支払拒絶こそが、Xの残余物品の引渡しを中止させたのである。それゆえ、Yは、C I S G 八〇条に基づき、Xに対する損害賠償請求権を失う。

しかしながら、Xが残っている靴の供給を拒絶したことが、契約違反と考えられるべきだとしても、Yは、C I S G 七六条によって、損害賠償請求をする権利を有しない。なぜなら、C I S G 七六条に基づく損害賠償請求権の要件である契約解除が、本件では、Xによる契約に適合した物品供給がなされなかったとしても、Yが合理的期間内において契約不適合の明確な通知をしなかったこと(C I S G 三九条)で、Yによって行えないからである。これとは異なる事情があってYが契約不適合に基づく法的救済手段を行使できるとしても、Xが物品を期限内に供給しないことがC I S G 四九条一項aに照らして契約を解除することができる重大な契約違反を構成しない。したがって、Yが供給のための付加期間を設定し、かつ、Xがその期間内に供給をしなかった場合にのみ、Yは、C I S G 四九条一項bに照らし契約解除権を有する。

C I S G 七四条に基づく損害賠償請求権は、契約解除を要件としていないが、具体的損害計算を要求している。Y

の主張は、具体的損害計算の点に関して十分でない。相当な利益が実際に販売によってほぼ獲得されえたことの主張も立証もしていない。

ミュンヘン地方裁判所は、買主の代金支払拒絶こそが、売主の、残余物品の引渡しを中止させたと理解し、当該代金支払いと当該物品引渡しが同時履行の關係に立つてはいないが、売主の不履行を惹起させたのは買主の不作為であるとして、C I S G 八〇条を適用して買主の売主に対する損害賠償請求権を否定した。

【控訴審判決】

第一審判決に対してYが控訴した。民事訴訟の手續に関する問題で、Yの控訴が容れられて、第一審判決が破棄・差し戻された。しかし、控訴審裁判所は、第一審地方裁判所のC I S Gの解釈・適用に誤りはないとして、事実認定についても金額の数额をごく一部修正するだけであった。実質的な結論としては、Yの控訴は奏功しなかった。

(4) ドイツ連邦裁判所二〇一二年九月二十六日判決⁽⁴⁾

【事実】 ドイツの企業Yは鉱物資源を採掘しそれを販売していた。その資源の中に、粘土鉱物の一種であるカオリナイトも含まれていた。冷凍ジャガイモの製品を製造するオランダの企業Xに、Yは、長年にわたり鉱物資源を販売していた。Yは定期的な、「ジャガイモ分離用粘土鉱物A01」という印の付いた袋でカオリナイトをXに供給した。そのカオリナイトから作られた陶器製の水槽の中で、比重が軽い強度のないジャガイモと、食料品加工に必要な強度のあるジャガイモとを区別することができた。二〇〇四年に、Yから供給されたカオリナイトからダイオキシンが検出され、その値は、動物に与える飼料に関して定められた限界値をはるかに超えた。Xは、自ら抱いた動物飼料法上

の疑念を払拭することをせずに、そのカオリナイトから作った水槽を製造過程に設置した。Xからジャガイモを買い取ったオランダの飼料メーカーAから飼料を購入したオランダの乳製品メーカーDの製品から高度のダイオキシンが確認された後で、XはYにCISGに基づく九五〇〇ユーロの損害賠償請求権を裁判上行使した。

【判決】 ドイツ連邦裁判所は、CISG八〇条に関しては、次のような条文を提示して、不履行の共同惹起の場合に債権者と債務者が損害を分配するべきことを判示した。すなわち、契約両当事者が相互に独立して各自の義務違反行為によって発生した損害について寄与している事例をCISGは明示的に規律していないが、損害賠償のような可分的な救済手段の場合には、CISG七七条、八〇条の基礎にある原理に立ち返り、損害分配の際に各当事者の損害惹起における寄与度を適切に考慮すべきである。

カオリナイトはXから特定の性質を挙げて注文されたものではないが、ダイオキシン汚染があることにおいて、CISG三五条二項bの⁽⁴⁾の意味における契約違反が存する。同規定によると、契約の締結時に売主に対して明示的又は默示的に知らされていた特定の目的に適したものでなければならぬ。すなわち、取引界の期待によれば当然と思われる使用適性がなければならない。カオリナイトが飼料のために使用されることは一般的に普通のことであるから、カオリナイトは、問題となる飼料法の要求水準を満たしていなければならなかったのである。本件のカオリナイトは、その基準に達していなかった。

しかしながら、Xは、完全な損害賠償を請求することはできない。なぜなら、X自身が重大な方法で、飼料製造のための製造物を流通に置く際の責務に反したからである。この注意義務違反によって、買主Xは賠償請求を算定する際に考慮に入れられるべき独自の寄与を果たしてしまった。契約両当事者の独自の義務違反による損害の共同惹起に

関する明示的な規定を、C I S G は定めていない。C I S G 七七条が適用される事例は、賠償請求権者が（起こりそうな）損害発生の諸事情を知るに至った後で発生する二次的義務（自分に生じる損害を広げないようにする義務）に違反して、相手当事者によって惹起された損害を減少させるか又は回避することを怠った場合である。他方、C I S G 八〇条が把握する事例は、他方の当事者（本件では Y）の契約違反を共同惹起した場合のみである。C I S G 七条二項（この条約が規律する事項に関する問題であって、この条約において明示的に解決されていないものについては、この条約の基礎を成す一般原則に従い、又はこのような原則がない場合には国際私法の準則により適用される法に従って解決する）に従って、欠缺補充をするために、二つの先の規定の基礎にある原則に立ち返る必要がある。その原則によれば、債権者による不履行の共同惹起は、損害賠償のような可分な法的救済手段の場合には、法的効果は、債権者が請求権を失うことなく、それぞれの寄与度を、評価・比較衡量の上で、損害分配の際に考慮することである。結果としてドイツ連邦裁判所は、この基礎の上で半分の損害分配に達した。

C I S G 七条二項の意味における一般的原則を作り上げ、その一般的原則で、損害が両当事者の独自の義務違反によって共同的に惹起された事例に対処した。⁽⁴³⁾

(5) 二〇一三年二月五日ブランデンブルク上級地方裁判所判決⁽⁴⁴⁾

【事案】ベルギーの醸造会社 X が、ドイツの醸造会社 Y に、ビールを醸造し缶詰に詰めること、及びビールを醸造しペットボトルに詰めることを委託した。Y は、同時進行の別の訴訟で、X の代金不払い、受領義務違反及びその他の協力義務違反を理由に二つの契約を解除し、代金支払請求と損害賠償支払請求を求めた。両当事者間の裁判で出され

た確定判決において、ペットボトル詰めに関する契約についてのYの解除は有効であるが、しかし、缶詰めビールに関する契約についてのYの解除は無効であるとされた。Xはドイツのフランクフルト（オーダー）地方裁判所に提訴し、缶詰めビール契約の不当な解除を理由とする損害賠償をYに請求した。フランクフルト（オーダー）地方裁判所は、Xの訴えを一部却下し、その他の請求については理由づけられないとして棄却した。この判決に対して、Xが控訴をした。

【判決】 ブランデンブルク上級地方裁判所は、Xの損害賠償請求をほぼ認めたが、金額について審理をさせるために地方裁判所に破棄差し戻しをした。Xの請求を認める理由づけは以下の通りである。

C I S G 四五条一項b、八四条、七五条に基づいて、Yは、Xに対して損害賠償義務を負う。Yが契約解除の意思表示をし、缶詰めビール契約に基づいてビールを供給することをYが拒絶したことは、重大な契約違反である。C I S G 七四条に照らし、Xは、逸失利益を含めた事実上の損失全体について、原則的としてYに賠償請求できる。C I S G 七五条に照らせば、損害賠償請求権者Xの行った代替取引の取引価格により算定される不履行損害も賠償される。このXの損害賠償請求権は、Xによる共同の不履行惹起と言われるものを根拠に、全面的に排除されることはない。

同上級地方裁判所は、C I S G 七五条⁽⁴⁵⁾の通説を確認しこれに従った。C I S G 七五条の通説的解釈によると、損害賠償支払義務を負う当事者が不当にも契約との関係を断った場合（本件ではYが無効な解除をしたこと）に、契約解除が代替取引前になされなくても、損害賠償請求権を有する当事者が代替取引を行うことができ、契約価格と代替取引における価格の差額を損害として賠償請求できる。解除なくしてなされた代替取引でもよいとしたのは、契約からの不当な離脱の中に、真剣かつ最終的な履行拒絶があるからと見られるからである。

同上級地方裁判所が明らかにしたことは、債権者が不履行を共同で惹起しても、それは損害賠償請求権をC I S G 八〇条に従って全面的に排除することではないということである。そうではなく、債権者の独自の行為の寄与度に従い債権者の損害賠償請求額を減額するのである。C I S G 八〇条の債権者の共同惹起の問題について、同裁判所は、債権者の損害賠償請求権が全面的に排除されるのではなく、その損害賠償額が債権者の寄与度に応じて減額されるのだと判示した。⁽⁴⁶⁾

C I S G 八〇条に関するもう一つの問題である債権者が債務者の不履行を間接に惹起した場合の因果関係をいかに判断するかについても、同上級地方裁判所は、判示した。本件で損害賠償請求権者（債権者）が代金不払い及び物品の受領拒絶等の行為をもって反対当事者（債務者）の不当な契約解除の意思表示を惹起したといえるのか、それとも誘因を与えただけなのか。前者ならば因果関係が肯定され、後者ならば因果関係が否定される。損害賠償請求権者（債権者）の義務違反行為が間接的にも契約違反（不履行）を共同で惹起したといえるためには、つまり因果関係が肯定されるためには、請求権者（債権者）の義務に違反した行為が作り出した危険状態が、反対当事者（債務者）に予想されていなかっただけでなく、直ちに克服できないものであり、さらに債権者の責任領域に帰属し、かつその危険状態が実現したものととして債務者の不履行が生じたことが必要であると、同上級地方裁判所は論じた。この基準を本件に当てはめると、損害賠償請求権者（本件のX）の行為と債務者（本件のY）の不履行の間には、間接の因果関係は認められない。因果関係のないことよって、C I S G 八〇条を本件に適用して、YがXの損害賠償請求を否定することはできないと判示した。⁽⁴⁷⁾ 先の基準を本件に当てはめて因果関係が認められるために、同上級地方裁判所によると、Xの義務違反行為によってYの操業が停止に追い込まれそれによって物品引渡義務の不履行が発生したような事実がな

ければならない。⁽⁴⁸⁾

第3章 日本民法へCISG八〇条を導入する場合の諸問題

第1節 債務不履行責任の責任原理との関係

債務不履行責任原理として、保証責任原理 (Garantiehafung) を採用したCISGが、第五章第四節「免責」の標題のもとで、CISG七九条とCISG八〇条を定めた。CISGは、四五条一項⁽⁴⁹⁾と六一条一項⁽⁵⁰⁾bで、契約違反に不履行に基づく損害賠償に関して故意・過失 (Verschulden) を要件としない保証責任原理を採用している。保証責任としての損害賠償責任は、免責の節の二つの規定によって、限定を受けるだけである。保証責任原理と免責規定の組み合わせからなる契約損害賠償の仕組みの免責の一規定たるCISG八〇条を、過失責任主義が妥当する民法に取り入れる場合、まず念頭に浮かぶ問題は、債務者の過失又は故意・過失で、債権者が、事実としての債務者の不履行を惹起した場合に、債務者の故意・過失がないとして債務不履行責任不成立という処理をすればよいのではないかという点である。この問題については、債務不履行に基づく損害賠償責任でも金銭債務の場合には現行民法でも債務者の故意・過失は要件となっていないことを考えると、債務者の故意・過失の要件で処理するよりも、故意・過失とは別個な要件で債権者の行為による債務不履行責任の免責を用意しておいたほうがよいと考える。債務不履行解除についても同様のことがいえる。さらに解除は故意・過失を要件としないとすれば、なおさら、CISG八〇条のような規定をおく意味がある。

第2節 現行民法の「弁済の提供」の守備範囲内の事例

現行民法の「弁済の提供」の守備範囲内の事例にC I S G 八〇条を適用するとどうなるかを検討する。

ここでの事例では、債務者が現実の提供（債務の履行に債権者の受領という協力が必要な場合）又は口頭の提供（債務の履行に債権者の受領以外の協力が必要な場合）を行い、債権者が債務の履行に必要な協力をしない。このような事例においてC I S G 八〇条の要件は満たされる。「債権者の行為」という要件は、協力行為をしないという不作為があることで具備される。「債務者の不履行との間の因果関係」という要件は、債務者の不履行を、帰責事由要件を除いた事実としての債務不履行（履行遅滞）と読み替えれば、それを、債権者の協力行為の不作為が惹起しているので、満たされる。債務者は現実の提供又は口頭の提供をしているのであるから、事実としての債務不履行は、債権者の行為だけによって惹起されており、債務者の行為との共同の惹起ではない。

現行民法の「弁済の提供」の債務不履行からの免責の効果として、①履行遅滞に基づく債務不履行損害賠償義務の不成立（民法四一五条）、②履行遅滞に基づく法定解除権の不生（民法五四一条）、③違約金の不生（民法四二〇条三項）、④担保権が実行されないこと、⑤抵当権の効力が抵当不動産の果実には及ばないこと（民法三七一条）、⑥債務者が強制執行から免れること、である。⁽⁵¹⁾ ⑥については、弁済の提供の効果として発生させるべきか争いがある。これらの効果は、弁済の提供があつた時点で発生し、債務不履行免責についての上記の効果は、債権者が自己の受領遅滞を解消させるための措置をとるまで継続する。⁽⁵²⁾ 弁済の提供の効果には、債権の消滅はなく、弁済の提供の効果が継続する間でも、債権は存在する。したがって債権者の履行請求権（債務者の履行義務）も存続する。

CISG 八〇条を適用した場合の法的効果に、債権者の履行請求権が行使できないことが含まれている。この点が、弁済の提供とは鋭く対立する。この対立は、二つの異なる制度の趣旨と契約保障の在り方から出てくるものである。CISG 八〇条は、不履行を惹起した債権者が、その不履行から発生する救済手段を得るのは信義則上許されないという債権者に対する制裁に重きがあり、弁済の提供は、履行のための協力を債権者から得られない債務者の保護に重きがある。さらに、CISG では、あらゆる不履行の救済手段が義務違反に対するものとしてあるのに対して、日本民法では、義務違反の救済手段と義務違反に帰責事由が加わったときに与えられる救済手段とが区別されており、弁済の提供の効果として債権者から奪われるのは後者だけである。どちらの制度の規律内容もそれぞれの背景にある全体構造との関係では論理的によく理解できる。

いかなる制度であるかを一度棚上げして、債権者の履行請求権をどうすればよいかを考えたい。履行請求権を現行民法の解釈として、概念的には債務不履行責任の免責とは区別できる強制執行について、債権者に強制執行をさせないという見解が我が国でも主張されている。これは、債務の任意履行に協力しない債権者が、その債務の履行を強制的に実現できることに賛成し難いからであろう。ここに信義則の考え方が現れている。CISG 八〇条を立法によって導入して、履行請求権を行使させないことは支持されるのではないか。

では、導入にする際に、現在のCISG 八〇条の法的効果の解釈のように、履行請求権は、消滅すると扱うべきであろうか。履行請求権の消滅にも、問題があることは、CISG 八〇条で免責を得た債務者が、履行義務から解放されて出費を節約できた場合には、その分を債権者に返還すべきだとする解釈提案に現れている。その解釈を支える条文文意はないが、同条の適用のない通常の履行の場合と比べて、同条を適用することで、債務者が有利な立場に置か

れることは、本条の趣旨ではないという。履行遅滞という債務不履行の場合には、債権者に債権つまり履行請求権が存続している。その履行請求権の行使を、債権者が自己の受領遅滞を解消させるための措置をとるまで認めないという提案をしたい。この措置をとった時から行使を可能とすれば、債務者が出費を節約して得たものの返還という問題は生じない。履行請求権を債権があれば当然与えられるものとしてではなく、債権者に与えられる救済手段と考え、債権が存続していても、法的救済手段としての履行請求権の行使が制限されることがあると考えるのである。もともとこれは、債権の効力という理論的な問題に深く関係するので、機会を改めて考えてみたい。

第3節 現行民法の「弁済の提供」の本来の守備範囲を超えた事例

現行民法の「弁済の提供」の本来の守備範囲を超えた事例にC I S G 八〇条を適用するとどうなるかを検討する。ここでの事例では、債務者が現実又は口頭の弁済の提供をせず、債権者が債務の履行に必要な協力をしない。このような事例においてC I S G 八〇条の要件は満たされるか。「債権者の行為」という要件は、協力行為をしないという不作為があることで具備される。「債務者の不履行との間の因果関係」という要件は、債務者の不履行を、帰責事由要件を除いた事実としての債務不履行（履行遅滞）と読み替えば、それを、債権者の協力行為の不作為が惹起しているので、満たされる。問題は、債権者の行為が単独で不履行を惹起したか、それとも債務者の行為も不履行を引き起こす原因力を有しており、不履行の共同惹起となるかである。前者であるとすれば、法的効果である債務者の免責（履行義務の免責を含む）すなわち債権者が履行請求権を含めた法的救済手段を行使できなくなる。後者であるとする、ドイツにおける判例・通説に従えば、法的救済手段が可分ならば、債権者と債務者のそれぞれの寄与度に応じ

て考え、債権者の失う法的救済手段から債務者の寄与度も対応した部分を控除する。不可分ならば、それぞれの寄与度を比較して、債権者の寄与度が債務者のそれを上回る場合にだけ、債権者から法的救済手段を剥奪する。ドイツの学説・判例を図式的に理解すれば、このような結果になる。しかし最も大切な点は、(2) 債務者の不履行との間の因果関係」(七七〇頁以下)で説明した、債権者と債務者のどちらに不履行惹起の寄与度があるかを判断する細かな利益衡量⁽⁵³⁾である。弁済の提供という債務者の行為のみに焦点を当てその有無で債務者の債務不履行責任の免責を決めるのではなく、債権者と債務者の双方の行為を比較するような利益衡量の入る余地がある判断枠組みであるがゆえに、CISG八〇条の導入を支持するのである。

- (1) 福田を見よ。本稿第3章の現行民法の「弁済の提供」の守備範囲の事例かそれを超える事例かについては、福田八九―九一頁参照。
- (2) 制定に参画した者の著した基本書である曾野・山手が二〇年以上前に出版され、甲斐Ⅰ、甲斐Ⅱが既に詳しい注釈書として出版されている。
- (3) 廣瀬を見よ。
- (4) Schlechtriem/Stoll, Art. 80 Rn. 1-2. 本文の制定過程の叙述も、このStoll執筆個所に依拠している。
- (5) The relief provided by this Article for one of the parties shall not exclude the avoidance of the contract under some provision of the present Law or deprive the other party of any right which he has under the present Law to reduce the price, unless the circumstances which entitled the first party to relief were caused by the act of the other party or of some person for whose conduct he was responsible.
- (6) Summary records of meetings of the First Committee, 28th meeting, A/CONF. 97/C. 1/L. 217. これを以下に閲覧した。
<http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/firstcommittee/Meeting28.html>

(7) 国際経済契約に関する法律 (Gesetz über internationale Wirtschaftsverträge - GIW)

第二九四条

第一項 債権者が、債務者の遅滞を惹起した場合、債務者は、その惹起によって債務者に生じた障害が消滅するまで給付をしない権利を有する。

第二項 債権者の行為が、給付が債務者にとって不可能又は期待不可能になることに繋がれば、債務者の給付義務は消滅する。債務者は、債務者が給付を免れたことによって節約できた費用を考慮した上で、反対給付請求権を保持する。

第三項 債権者の行為がその他の債務者による契約違反を惹起させた限りで、債権者は、何らの請求を導き出すことができない。

第四項 債務者のその他の請求は影響を受けない。

第五項 第一項の場合に、債権者に免責理由が存在するか否かに関係なく、次にある法的効果が発生する。

a 債務者は、効果のない提供によって及び給付目的物の保管又は保持によって惹起された費用の賠償を要求する権利を有する。

b 給付目的物の返還又は利益「果実及び使用利益」償還に関する債務者の義務は、債務者が収取した利益に限られる。
c 債権者は、金銭債務の利息を付することを要求する権利を有しない。

上記は、Soergel/Liederitz/Detmeier, CISG Art. 80, Ann11 のテキストを和訳したものである。

(8) "Neither party may exercise any right under this Convention if he has caused by his own act or omission the failure to perform of the other party."

(9) A/CONF. 97/C.1/L. 217. これを以下で閲覧した。 <http://www.cisglaw.pace.edu/cisg/1stcommittee/summaries79,80.html#c>.

(10) "A party may not rely on a failure of the other party to perform insofar as the first party by his own act or omission caused the failure to perform."

(11) A/CONF. 97/C.1/L. 243. これは、前注(9)のサイトで閲覧した。

(12) スウェーデンの Hjerner の発言である。これは、前注(6)のサイトで閲覧した。

(13) シュレヒトリーム一五一頁。

国際物品売買契約に関する国際連合条約八〇条を導入する場合の諸問題 (福田)

- (14) Bianca/Bonell/Tallon Art. 80 CISG Ann. 25では、本条の文言には正確さが欠けていると叙述されている。
- (15) Bianca/Bonell/Tallon Art. 80 CISG Ann. 22は、債権者の行為が債務者にとって、CISG七九条の意味おける支配不能な障害事由であれば、CISG七九条だけを適用すべきだと主張する。
- (16) これに関しては、甲斐Ⅱ（岡林信幸・執筆）二三四頁が詳しい。
- (17) MK BGB/Huber, Art. 80 CISG Rd. 3; Staudinger/Magnus, Rn. 7.
- (18) BeckOK/Saenger, Art. 80 Rn. 24¹⁾、この義務が問題になったのは、LG München Urt. vom 20. 02. 2002-10 O 5423/01; CISG-online 712.である。本文の第2章第4節(3)を参照。この義務に違反して、債権者(買主)が引き渡された物品に対する代金を支払わなかったので、債務者(売主)が、その後の引き渡すべき物品の引渡しを停止し、引渡し義務の不履行が発生した。裁判所は、原告たる売主のためにCISG八〇条を適用して、買主に売主の不履行を援用する権利が与えられたと述べた。この問題については、Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 6は、学説に争いがあることを認めた上で、債権者の行為が債務者による履行の可能性を何ら損なっていないので、債権者の行為に原因性が欠け、CISG八〇条の適用が否定されるであろう。
- (19) Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 3.
- (20) Schlechtriem/Stoll, Art. 80 Rn. 4.
- (21) Schlechtriem/Stoll, Art. Rn. 4 Auch Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 5.
- (22) Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 5.
- (23) Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 6.
- (24) Enderlein/Maskow/Strohbach, Art. 80 Anm. 52は、本文の場合においてもCISG八〇条で債権者は債務者の不履行に対する救済手段を取得すべきであろう。その限りで、CISG八〇条は、同時進行の抗弁権をも与えていると説明する。
- (25) Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 7; Staudinger/Magnus, Art. 80 Rn. 14.
- (26) Schlechtriem/Stoll, Art. 80, 5f.
- (27) Soergel/Lüderitz/Dettmeier, Art. 80, 3f.
- (28) Saenger, 297ff.; Enderlein/Maskow/Strohbach, Art. 80 Anm. 6; Staudinger/Magnus, Art. 80 Rn. 14.; Schlechtriem/Schwenzer/

Schwenger Art. 80 Rn. 9; Honsell/Magnus Art. 80 Rn. 12.

(29) この場合の学説の状況については、BeckOK/Saenger, Art. 80, Rr. 3; Staudinger/Magnus Art. 80 Rn. 14; Schlechtriem/Schwenger/Schwenger Art. 80 Rn. 7. に依拠した。

(30) MK HGB CISG / MankowskiArt. 80 Art. 80 Rn. 7-8

(31) 本章の(1)から(3)の判例については、杉浦・久保田三三〇頁以下も参照。

(32) OGH Urt. vom 06. 02. 1996-10 Ob 518/95; CISG-online 224; CLOUT No. 176.

(33) 第五条 [代金支払義務]

代金を支払う買主の義務には、支払を可能とするため、契約又は法令に従って必要とされる措置をとるとともに手続を遵守することを含む。

(34) 第六条 [売主の救済方法]

(1) 売主は、買主が契約又はこの条約に基づく義務を履行しない場合には、次のことを行うことができる。

(a) 次条から第六五条までに規定する権利を行使すること。

(b) 第七四条から第七七条までの規定に従って損害賠償の請求をすること。

(2) 売主は、損害賠償の請求をする権利を、その他の救済を求める権利の行使によって奪われない。

(3) 売主が契約違反についての救済を求める場合には、裁判所又は仲裁廷は、買主に対して猶予期間を与えることができる。

(35) OLG Koblenz Urt. vom 31. 01. 19972 -U 31/96 ; CISG-online 256; CLOUT No. 282.

(36) 第四条 [追完権]

(1) 次条の規定が適用される場合を除くほか、売主は、引渡しの日後も、不合理に遅滞せず、かつ、買主に対して不合理な不便又は買主の支出した費用につき自己から償還を受けることについての不安を生じさせない場合には、自己の費用負担によりいかなる義務の不履行も追完することができる。ただし、買主は、この条約に規定する損害賠償の請求をする権利を保持する。

(37) LG München Urt. vom 20. 02. 2002 -10 O 5423/01; CISG-online 712.

国際物品売買契約に関する国際連合条約八〇条を導入する場合の諸問題 (福田)

- (38) OLG München Urt. vom 01. 07. 2002 - 17U 2513/02; CISG-online 656.
- (39) 第五条 [買主の義務]
- 買主は、契約及びこの条約に従い、物品の代金を支払い、及び物品の引渡しを受領しなければならない。
- (40) 第五八条 [支払の時期、交付の条件としての支払、支払前の検査]
- (1) 買主は、いずれか特定の期日に代金を支払う義務を負わない場合には、売主が契約及びこの条約に従い物品又はその処分を支配する書類を買主の処分によつた時に代金を支払わなければならない。売主は、その支払を物品又は書類の交付の条件とすることができる。
- (2) 売主は、契約が物品の運送を伴う場合には、代金の支払と引換えてなければ物品又はその処分を支配する書類を買主に交付しない旨の条件を付して、物品を発送することができる。
- (3) 買主は、物品を検査する機会を有する時まで代金を支払う義務を負わない。ただし、当事者の合意した引渡し又は支払の手續が、買主がそのような機会を有することと両立しない場合は、この限りでない。
- (41) BGH Urt. vom 26.09. 2012; NJW 2013, 304; CISG-online 2348; Kurzkomentar dazu, Ulrich G. Schroeter; EWIR 2013, 47.
- (42) 第三条 [物品の適合性]
- (1) 売主は、契約に定める数量、品質及び種類に適合し、かつ、契約に定める方法で収納され、又は包装された物品を引き渡さなければならない。
- (2) 当事者が別段の合意をした場合を除くほか、物品は、次の要件を満たさない限り、契約に適合しないものとする。
- (a) 同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したものであること。
- (b) 契約の締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた特定の目的に適したものであること。ただし、状況からみて、買主が売主の技能及び判断に依存せず、又は依存することが不合理であった場合は、この限りでない。
- (c) 売主が買主に対して見本又はひな形として示した物品と同じ品質を有するものであること。
- (d) 同種の物品にとって通常の方法により、又はこのような方法がない場合にはその物品の保存及び保護に適した方法により、収納され、又は包装されていること。
- (3) 買主が契約の締結時に物品の不適合を知り、又は知らないことはあり得なかつた場合には、売主は、当該物品の不適合

合について(2)(a)から(d)までの規定に係る責任を負わない。

- (43) Schroeter, EWR 2013, 48 によれば、この連邦裁判所判断は、その結果及びその理由づけにおいてほとんど留保なしの賛成を得ている。
- (44) OLG Brandenburg, Urt. vom 05. 02. 2013 – 6 U 5/12, CISG-online 2400, Wöhlert, GWR 2013, 163 も参照。
- (45) 第七五条〔契約解除後に代替取引が行われた場合の損害賠償額〕
契約が解除された場合において、合理的な方法で、かつ、解除後の合理的な期間内に、買主が代替品を購入し、又は売主が物品を再売却したときは、損害賠償の請求をする当事者は、契約価格とこのような代替取引における価格との差額及び前条の規定に従って求めることができるその他の損害賠償を請求する¹⁾ことができる。
- (46) OLG Brandenburg, Urt. vom 05. 02. 2013 – 6 U 5/12, Rn. 83f. この判示部分で、原審裁判所と見解を異にする一方で、ドイツ連邦裁判所二〇一二年九月二六日判決、及び通説 (MünchKommBGB/Huber, Art. 80 CISG Rn. 6; Staudinger/Magnus, Art. 80 Rn. 14; Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer, Art. 80 Rn. 7; Honsell/Magnus, Art. 80 Rn. 12) と同じ見解を採ると述べている。
- (47) OLG Brandenburg, Urt. vom 05. 02. 2013 – 6 U 5/12, Rn. 93. この判示部分で、通説 (MünchKommBGB/Huber, Art. 80 CISG Rn. 5; Staudinger/Magnus Art. 80 Rn. 12, Art. 74 Rn. 28; Schlechtriem/Schwenzer/Schwenzer Art. 80 Rn. 4; Honsell/Magnus Art. 80 Rn. 12) と、従っている。
- (48) OLG Brandenburg, Urt. vom 05. 02. 2013 – 6 U 5/12, Rn. 97; Wöhlert, GWR 2013, 164.
- (49) 第四五条〔買主の救済方法〕
 - (1) 買主は、売主が契約又はこの条約に基づく義務を履行しない場合には、次のことを行うことができる。
 - (a) 次条から第五二条までに規定する権利を行使すること。
 - (b) 第七四条から第七七条までの規定に従って損害賠償の請求をすること。
- (50) 前注(30)参照。
- (51) 中田三〇五頁。
- (52) 中田三〇五頁。

(53) たとえば、債務者不履行免責の判例の評釈ではないが、我妻二二八五頁以下が高く評価した大審院判決の利益衡量を取り込める枠組みを、CISG八〇条は有している。両当事者の行為を天秤に掛けた大審院判決に対する我妻の高評価は広く支持されている(宮崎三八頁)。大審院判決は、買主が売主への一片の問い合わせにより直ちに売渡場所を知り取り立てることができたから、問い合わせをしない以上、信義則により代金支払いについて履行遅滞となるとした。これに対して、石田八七頁は疑問を呈する。その理由は、売主が一片の通知さえすれば買主は履行したのであるからXが自己の態度を棚に上げて買主が問い合わせをしないのを非難するのは信義則に反するという点にある。

引用文献リスト

- ・石田・石田穰「口頭の提供」森島昭夫編『民法Ⅱ(債権)判例と学説3』日本評論社 一九七七年。八五頁以下
- ・甲斐Ⅰ・甲斐道太郎・石田喜久夫・田中英司・田中康博【編著】『注釈 国際統一売買法Ⅰ ウィーン売買条約』(京都学園大学 ビジネスサイエンス研究所叢書13) 法律文化社 二〇〇〇年
- ・甲斐Ⅱ・甲斐道太郎・石田喜久夫・田中英司・田中康博【編著】『注釈 国際統一売買法Ⅱ ウィーン売買条約』(京都学園大学 ビジネスサイエンス研究所叢書17) 法律文化社 二〇〇三年
- ・シュレヒトリーム・シュレヒトリーム、ペーター著(内田貴、曾野裕夫・訳)『国際統一売買法——成立過程から見た売買条約』一九九七年 商事法務研究会
- ・杉浦・久保田・杉浦保友・久保田隆編著『ウィーン売買条約の実務解説』第2版 中央経済社 二〇一一年
- ・曾野・山手・曾野和明・山手正史『国債売買法』現代法律学全集六〇 青林書院 一九九三年
- ・中田・中田裕康『債権総論』第3版 岩波書店 二〇一三年
- ・廣瀬・廣瀬克巨「三角関係における給付利得——ドイツ類型論の一断面——」(一)・(二)比較法雑誌一五卷一号一—四五頁(一九八一年)、同一五卷二号一—三三頁(一九八一年)
- ・福田・福田清明「現行民法四九二条・四九三条の債権法改正委員会の間論点整理に関連して」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』二二号(二〇一四年) 七九—一〇七頁
- ・宮崎・宮崎俊行「確認の懈怠と引渡場所」(大判大正一四年二月三日民集四卷一二号六八五頁の判例評釈)『別冊ジュリスト

- 7号 売買(動産)判例百選』三八頁(一九六六年)
- ・我妻：我妻栄「民事判例研究録一一一 提供―履行の提供と信義誠実の原則」(大判大正一四年二月三日民集四款一二号 六八五頁の判例評釈)『法協』四四卷(一九二六年)二二八五頁
- ・BeckOK/Saenger: Beck'scher Online-Kommentar BGB, herausgegeben von Bamberg/Roth, 01.11.2014 Edition.
- ・Bianca/Bonell/Tallon: C.M.Bianca, M.J.Bonell, Commentary on the International Sales Law, Guiffre (Milan) 1987.
- ・Enderlein/Maskow/Strobach: Fritz Enderlein, Dietlich Maskow, Heinz Strobach, Internationales Kaufrecht, Haufe (Berlin), 1991.
- ・Honnold/Fretcher: Honsell, Heinrich, Kommentar zum UN-Kaufrecht: Übereinkommen der Vereinten Nationen über Verträge über den Internationalen Warenkauf (CISG), 2. Aufl., Springer (Berlin) 2010.
- ・MK BGB/Huber: Münchener Kommentar zum BGB §§ 433-610 BGB, Finanzierungsleasing, HeizkostenV, BetriebskostenV, CISG, 6. Aufl., Beck (München) 2012.
- ・MK HGB CISG/Mankowski: Karsten Schmidt (Hrsg.), Münchener Kommentar zum HGB §§ 373-406 CISG, 2. Aufl., Beck (München) 2007.
- ・Schlechtriem/Stoll: Peter Schlechtriem, Kommentar zum UN-Kaufrecht, 3. Aufl., Beck (München), 2000.
- ・Schlechtriem/Schwenger/Schwenger: Peter Schlechtriem/Ingeborg Schwenger, Kommentar zum UN-Kaufrecht, 6. Aufl., Beck (München), 2013.
- ・Soergel/Lüderitz/Dettmeier: Soergel/Lüderitz/Dettmeier: Soergel Kommentar zum Bürgerliches Gesetzbuch, Bd. 13 Schuldrechtliche Nebengesetz 2: CISG 13. Aufl., Kohlhammer (Stuttgart) 2000.
- ・Saenger: Saenger, Ingo, Herabsetzung des Schadensersatzes und Befreiung von Vertragspflichten bei beidseitiger Verursachung nach CISG, In: Festschrift für Ulrich Magnus zum 70. Geburtstag herausgegeben von: Peter Mankowski, Wolfgang Wurmest, Sellier (München) 2014.
- ・Schroeter: Ulrich G. Schroeter, Kurzkommentar zum BGH Urteil vom 26. 09. 2012, EWIR 2013, 47.
- ・Staudinger/Magnus: J. von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und

Nebengesetzen Wiener UN-Kaufrecht (CISG) Sellier/De Gruyter (Berlin) 2013.

- Wöhlert: Wöhlert, Helger-Torsten, Schadensersatz nach UN-Kaufrecht bei unberechtigter Vertragsaufhebung, GWR 2013, 163.

(明治学院大学法科大学院教授)